平成２２年（フ）第１３７３号
札幌市厚別区厚別中央１条２丁目10番６―101号
債務者　野田　泰令
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３７４号
札幌市厚別区厚別中央１条２丁目10番６―101号
債務者　野田　麻美
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３８１号
札幌市中央区北６条西16丁目１番地14　ミ・ピアーチェ桑園101号
債務者　田嶋　慎一
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４０３号
北海道江別市野幌屯田町29番地の１　キャロルハウスⅢ302号室
債務者　野田　良行
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４０７号
札幌市北区新川４条９丁目３番20号　ソシアルトミイＮＯ35―２号
債務者　高橋　昭雄
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４０８号
札幌市北区新川４条９丁目３番20号　ソシアルトミイＮＯ35―２号
債務者　高橋　敦子（旧姓岩間）
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４３８号
札幌市東区北24条東22丁目４番３号
債務者　武内　佑介
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４６３号
札幌市東区北12条東12丁目１番５号　加藤ハウス５号
債務者　三浦　和也
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５１７号
札幌市中央区南３条西８丁目７番地１　南３条第２アパート913号
債務者　柏谷　東子（旧姓古川・野沢）
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５７０号
札幌市中央区南11条西８丁目３番11―406号
債務者　畑谷　郁子
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５９７号
札幌市北区新琴似10条11丁目１番７号　モリハイツ204号
債務者　田島理架子
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６０８号
札幌市北区北12条西４丁目４番地１　ベルエアーパレス札幌602号
債務者　渡邉　美貴
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６１４号
札幌市東区北31条東９丁目２番27号
債務者　菊地　　恵
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６２１号
札幌市北区北28条西４丁目２番８―303号
債務者　佐藤　益弘
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６２２号
札幌市北区北28条西４丁目２番８―303号
債務者　佐藤もと子
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６４４号
北海道恵庭市住吉町２丁目12番３号
債務者　鈴木和津恵
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６５０号
札幌市西区八軒２条東３丁目２番１号　エイトハイツＡ―３号
債務者　長谷川泰博
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部